

平成29年度第3回 箕面市国民健康保険運営協議会

平成30年2月19日

箕面市市民部国民健康保険室

目次

1.	平成30年度国民健康保険事業予算	1
2-1.	国保の広域化に伴う主な見直し点（府制度）	2
2-2.	国保の広域化に伴う主な見直し点（市独自制度）	3
3.	国民健康保険法施行令の改正について	4
4.	国保の累積赤字解消計画について	5
5.	平成30年度保険料について	6
	＜平成29・30年度モデル世帯保険料比較＞	
	標準保険料率＋府激変緩和＋過年度保険料活用による試算	7
6-1.	障害者減免制度の現状と今後の運用について	8
6-2.	障害者減免制度の課題と一部見直しについて	9
6-3.	障害者減免制度の経過措置	10
7.	これまでの取り組み経過と今後の予定	11

*本資料において「世帯割」と表現しているものは、法や条例上の「世帯別平等割」のことです。

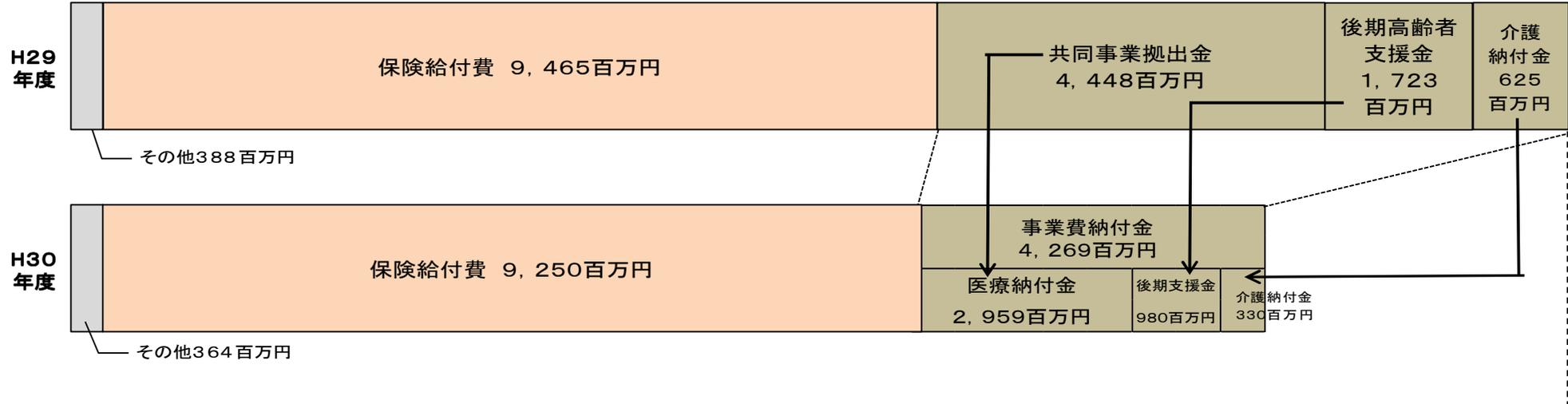
1.平成30年度国民健康保険事業予算

- 平成30年度予算は、国保の広域化にかかる国の予算編成（確定係数）通知に基づき編成しました。
- 国保広域化に伴い共同事業拠出金が廃止され、事業費納付金が創設されました。
- また、事業費納付金のうち、後期高齢者支援金分や介護納付金分は、国・府負担分が府国保会計に移行するため予算総額は減少しました。
- なお、事業費納付金のうち、医療費分の減少の主な要因は、積算方法の違いや国保連合会と大阪府による対象医療費の見込み方の違いによるものです。

平成30・29年度国民健康保険事業費予算

H29: 歳入・歳出予算総額: 16,648百万円
 H30: 歳入・歳出予算総額: 13,883百万円 (差引)▲2,765百万円

<歳出予算>



<歳入予算>



2-1. 国保の広域化に伴う主な見直し点（府制度）

- 大阪府は、平成29年12月1日付けで「大阪府国民健康保険運営方針」を決定し公表しました。
- 平成30年4月から当該国保運営方針に基づき、大阪府が府内市町村とともに国保を運営します。

見直し項目

保険料の
賦課方式

これまで

5 : 5
所得と人数
に賦課する2方式



これから

5 : 3 : 2
所得と人数と世帯
に賦課する3方式

これまでの人数部分「5」を、人数「3」:世帯「2」で按分するため、多子・多人数世帯の負担が軽減される反面、単身世帯の負担が増加する賦課方式となります。

		(円)			
賦課方式	世帯人数	1人	2人	3人	4人
① 2方式	均等割	73,800	147,600	193,200	221,700
	均等割	51,000	102,000	136,200	170,400
② 3方式	世帯割	34,200			
	計	85,200	136,200	170,400	204,600
②-① 差額		11,400	▲ 11,400	▲ 22,800	▲ 17,100

※1 H29年度の均等割保険料使用

※2 家族構成は大人2人+子どもの設定

2人以上の世帯では負担が軽減

葬祭費の給付

1件3万円



1件5万円

※ 現在、府内20団体(最多)が5万円であるため、5万円に合わせられたもの

2-2. 国保の広域化に伴う主な見直し点（市独自制度）

- 本市の独自制度として、「18歳以下の保険料軽減制度」と「障害者減免制度」がありますが、国保の広域化後は、市町村の独自制度は府の共通基準外となり、国保制度としては実施できなくなります。
- 独自制度のうち「18歳以下の保険料軽減制度」は、廃止します。これは、広域化により保険料賦課方式が3方式に変更されることにより、子どものいる世帯では、現在の軽減制度よりも保険料が安くなるためです。
- 「障害者減免制度」は、これまでの経過や被保険者への影響を考慮し、福祉施策の一環として、市の一般財源で継続して実施します。

見直し項目

これまで

これからの対応

18歳以下の
保険料軽減

18歳以下の人数割を
2割～7割軽減



軽減制度を廃止
(3方式への移行により、子どものいる世帯では
これまでの軽減後の保険料よりも安くなるため)

2方式と3方式の応益割(均等割+世帯割)保険料比較 単位:円

世帯人数	1人	2人	3人(内子1人)	4人(内子2人)
① これまで 2方式	73,800	147,600	193,200	221,700
② これから 3方式	85,200	136,200	170,400	204,600
②-① 差額	11,400	▲ 11,400	▲ 22,800	▲ 17,100

2人以上の世帯では負担が軽減

障害者減免制度

障害の程度と
所得額により
保険料を減免



市の一般財源で継続して実施

※障害者減免制度の詳細はP8をご覧ください

3. 国民健康保険法施行令の改正（平成30年4月1日施行予定）

①保険料賦課限度額の改正（全国制度）

- ・ 賦課限度額の設定により、高所得者層の負担が抑えられている分、その負担は中間所得者層以下に転嫁されています。
- ・ 所得に応じた負担と中間所得者層以下の負担軽減を図るため、賦課限度額が引き上げられます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
医療保険分	52万円 	54万円	54万円 	58万円
後期高齢者支援金分	17万円 	19万円	19万円	19万円
介護保険分	16万円	16万円	16万円	16万円

*介護保険分は40歳～65歳未満が対象

②低所得者層の保険料（均等割額・世帯割額）軽減措置の拡充（全国制度）

- ・ この軽減措置は、世帯の前年所得と軽減判定基準額を比較し、前年所得が軽減判定基準額を下回っていれば、均等割・世帯割が2～7割軽減される制度です。
- ・ 物価の上昇に伴い、年間所得が数千円程度上がった場合、実質的には同程度の所得にも関わらず、保険料の負担が増加してしまうため、物価上昇に合わせて軽減判定基準額が引き上げられます。

	軽減判定基準額(この額以下であれば均等割・世帯割が軽減されます)		
	7割軽減	5割軽減	2割軽減
現 行	33万円	33万円 + (270,000円 × 世帯人数)	33万円 + (490,000円 × 世帯人数)
改正後	変更なし	33万円 + (275,000円 × 世帯人数) 	33万円 + (500,000円 × 世帯人数) 

4. 国保の累積赤字解消計画について

これまでの経過

1. 国保の累積赤字の拡大と単年度赤字解消プログラム

- 箕面市の国保は、平成15年度～平成20年度にかけて、医療費の伸びに見合った保険料設定を実施しなかったこと等により、累積赤字が平成21年度に最大約30億円まで膨れ上がりました。
- そこで、平成22年度国保運営協議会において、平成25年度までに一般会計からの4億円繰入後の単年度赤字を解消し、その後、累積赤字の解消を図る旨の答申がされました。

2. 現行の累積赤字解消計画

- 平成25年度国保運営協議会において議論のうえ、一般会計からの繰入に頼ることなく保険料を設定していくとともに、累積赤字解消に向け、一般会計からの繰入4億円を平成26年度から6年間かけて保険料抑制から累積赤字解消に段階的に振り向けています。

広域化に伴う新たな事象

1. 国・府が新たに求める累積赤字解消計画

- 国は、国保の基盤強化・財政運営を着実に進めるため「累積赤字削減・解消計画」の策定を市町村に求めています。
- 大阪府は、この計画を着実に進めるため、保険者努力支援制度の交付金配分において、累積赤字の解消度合いをもって交付額に差を設ける予定で、累積赤字額を少しでも早期に削減することが必要です。

2. 新たな財源

- 今般、大阪府において、「過年度保険料」の60%を標準保険料率設定に充当するものの、残りの40%の用途については、市町村の裁量に委ねられることが新たに方針化されました。
- 箕面市における平成30年度の過年度保険料40%分は、約1億円です。

※過年度保険料: 前年度以前に滞納された保険料が収納された分など

現行の累積赤字解消計画では、一般会計からの繰入4億円のうち6,700万円を平成30年度保険料抑制に充当する予定でしたが、新たな財源である過年度保険料1億円を保険料抑制に充当することとし、累積赤字を前倒して解消するため、繰入4億円を全て累積赤字解消に充当します。

5. 平成30年度保険料について

- 大阪府は、府内市町村に対し平成30年1月10日、府国保運営の財源となる「国保事業費納付金」と被保険者から保険料徴収する目安となる「標準保険料率」を示しました。
- 「標準保険料率」は府内統一とされ、府内のどこに居住しても所得と世帯人数が同じなら同額の保険料となります。

○事業費納付金

事業費納付金	4,261,047千円
--------	-------------

一般被保険者数	30,047人
---------	---------

※退職分は除く

○標準保険料率

標準保険料率 (府内統一保険料率)	区分	所得割	均等割	世帯割	賦課限度額
	医療分	7.98%	27,311円	29,668円	54万円
	後期支援分	2.69%	9,178円	9,970円	19万円
	介護納付分	2.32%	17,062円	—	16万円

※この保険料率は、国基準の保険料激変緩和や過年度保険料充当前となります。

○一人当たり平均保険料

	国確定係数H30年1月	2回目試算H29年10月	1回目試算H29年2月
平均保険料	146,556円	149,681円	154,350円
	※国費・公費960億円充当	※国費・公費400億円充当	※国費・公費充当なし

現時点の保険料シミュレーション結果

平成29・30年度 モデル世帯保険料比較＜標準保険料率＋激変緩和＋過年度保険料＞

単位：円

所得	1人世帯			2人世帯(子0人)			3人世帯(子1人)			4人世帯(子2人)		
	H29	H30	H30-H29									
	2方式 年齢軽減	3方式	増減額									
33万	22,140	26,250	▲ 4,110	44,280	41,460	▲ 2,820	57,960	52,320	▲ 5,640	66,510	63,180	▲ 3,330
100万	161,168	167,632	▲ 6,464	205,448	190,692	▲ 14,756	183,968	167,332	▲ 16,636	198,218	185,432	▲ 12,786
200万	291,568	287,232	▲ 4,336	365,368	337,932	▲ 27,436	410,968	374,132	▲ 36,836	395,128	368,212	▲ 26,916
300万	421,968	406,832	▲ 15,136	495,768	457,532	▲ 38,236	541,368	493,732	▲ 47,636	569,868	529,932	▲ 39,936
400万	552,368	526,432	▲ 25,936	626,168	577,132	▲ 49,036	671,768	613,332	▲ 58,436	700,268	649,532	▲ 50,736
500万	682,768	646,032	▲ 36,736	756,568	696,732	▲ 59,836	802,168	732,932	▲ 69,236	830,433	769,132	▲ 61,301
600万	808,381	765,632	▲ 42,749	856,316	816,332	▲ 39,984	889,196	852,532	▲ 36,664	890,000	888,732	▲ 1,268
700万	890,000	885,232	▲ 4,768	890,000	929,732	▲ 39,732	890,000	929,732	▲ 39,732	890,000	929,732	▲ 39,732
800万	890,000	930,000	▲ 40,000	890,000	930,000	▲ 40,000	890,000	930,000	▲ 40,000	890,000	930,000	▲ 40,000
1000万	890,000	930,000	▲ 40,000	890,000	930,000	▲ 40,000	890,000	930,000	▲ 40,000	890,000	930,000	▲ 40,000

標準保険料率に充当する財源

- ・府激変緩和 4,600万円
- ・過年度保険料 1.0億円

6-1. 障害者減免制度の現状と今後の運用について

- 障害者減免制度は、障害の程度（重度・軽度）及び所得3区分により、計6段階の減免率を設けて運用しており、対象世帯の保険料から所得区分に応じた減免額を求め、保険料から減額しています。
- 国保の広域化後、障害者減免制度は府の共通基準外となり、国保制度として運用できなくなることから、市の福祉施策の一環として、市の一般財源で継続実施します。

現行制度

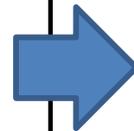
- 財源** 一般会計からの繰入により国保会計で
- 運用する制度** 国保制度
- 運用方法** 対象世帯の保険料から所得区分に応じた減免額を求め保険料から減額

○障害者減免率

世帯所得	重度障害	軽度障害
125万円以下	40%	30%
400万円以下	24%	18%
500万円以下	8%	6%

○過去3年間の減免実績

	H26年度	H27年度	H28年度
件数（件）	1,637	1,688	1,655
減免額（円）	45,423,422	47,201,974	45,089,370



これからの対応

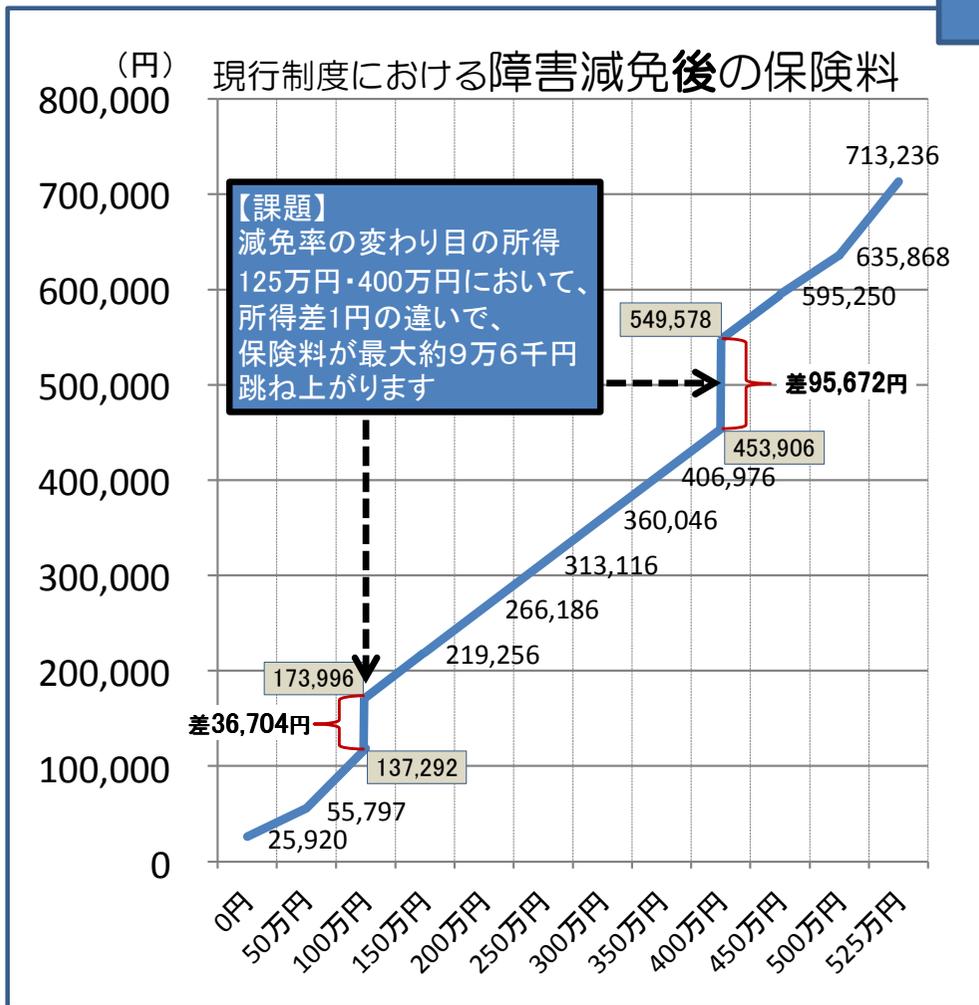
- 市の福祉施策の一環として継続実施
- 財源は、市の一般財源
- 公平性の観点で課題があった現行の減免制度を一部見直し
- 平成36年度以降は、国保制度から「給付制度」に移行

※平成30年度から35年度までは、経過措置として市独自の減免制度を国保制度として運用できるため、その間は国保制度として実施します。

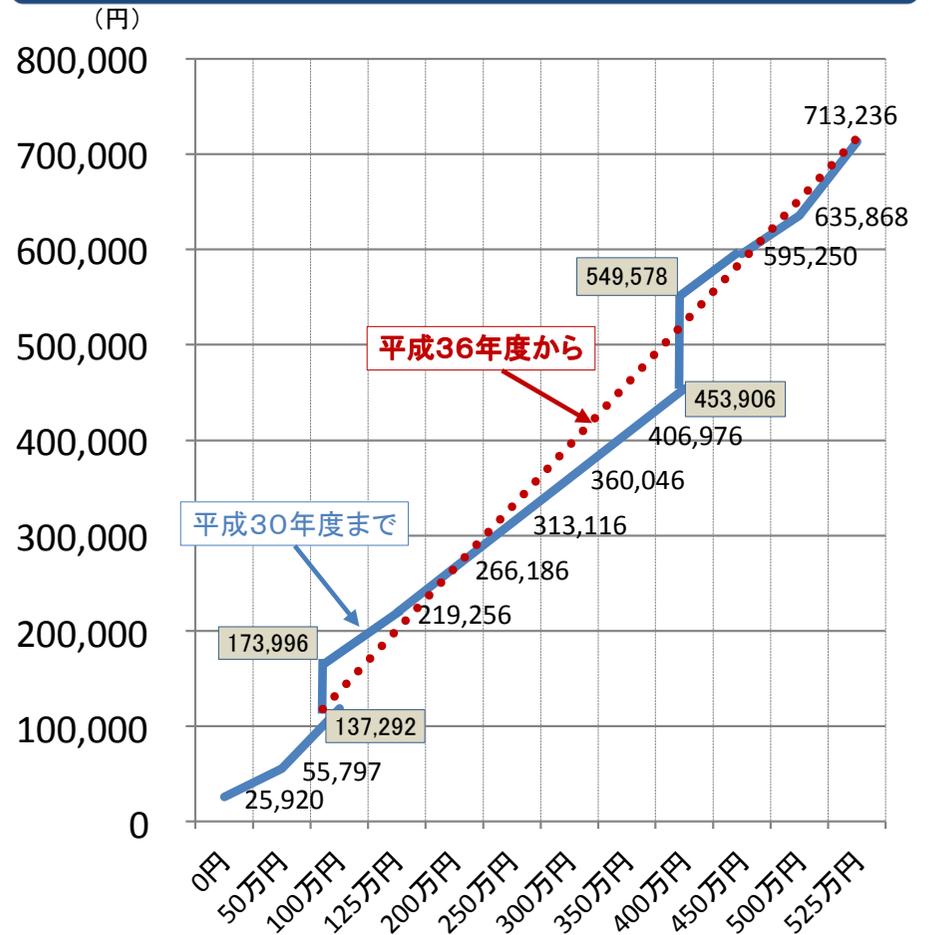
6-2. 障害者減免制度の課題と一部見直しについて

- 現行の障害者減免制度は、1円の所得の違いで減免後の保険料が大きく跳ね上がる歪な状態になっています。
- この課題を解消するため、所得層に応じた減免率の段階を現行の3階層から21階層に細分化します。

【現行の障害者減免制度の課題】



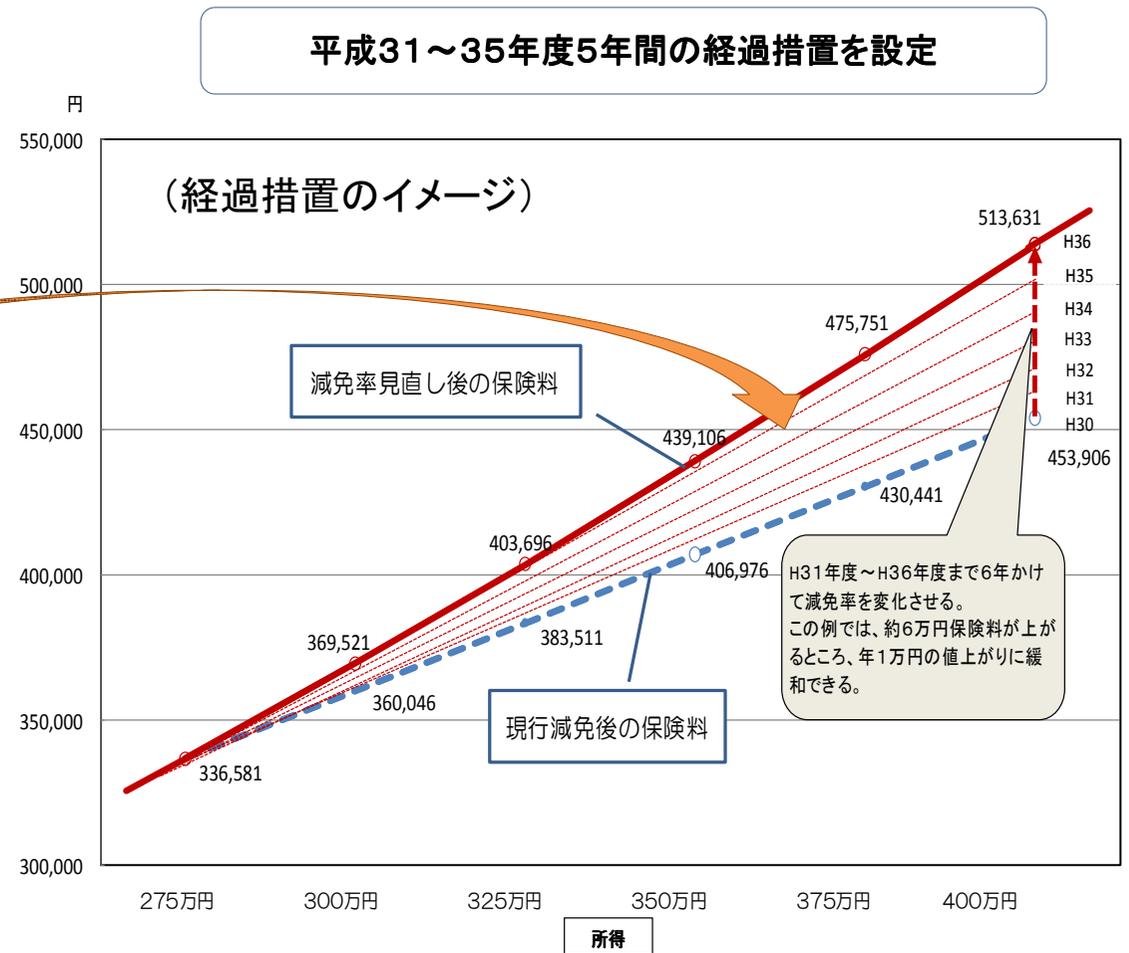
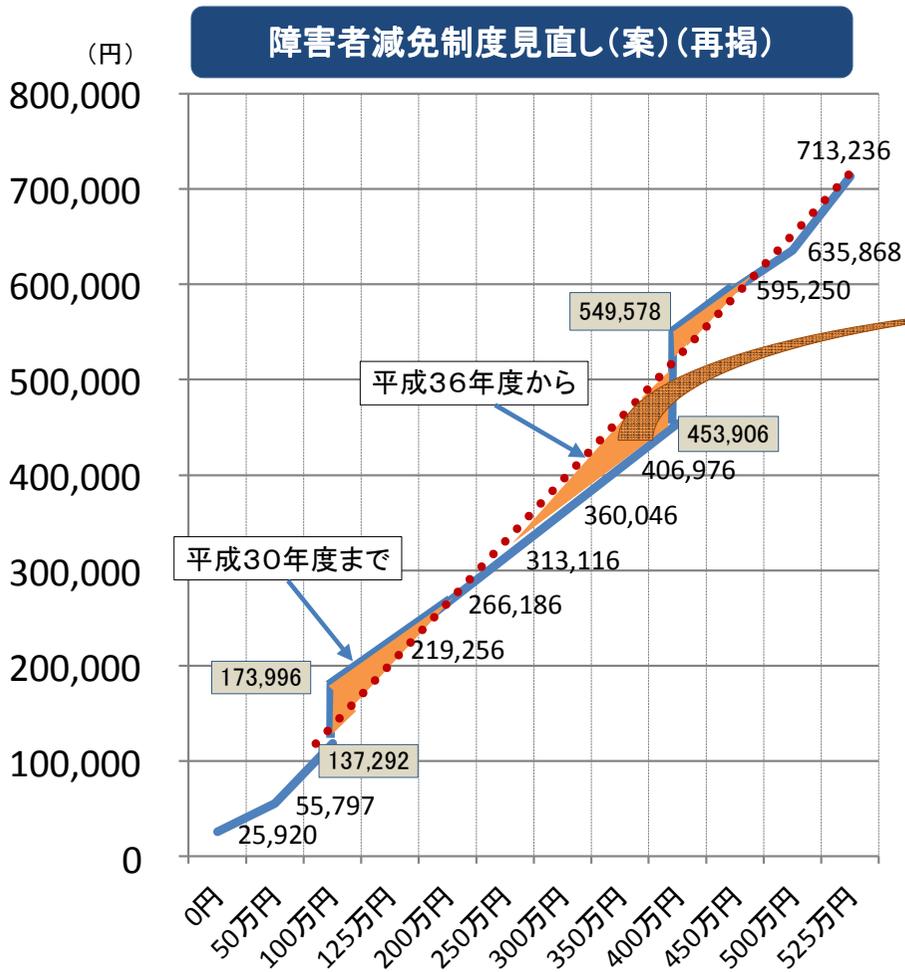
障害者減免制度見直し(案)



所得階層を細分化し、極端な段差を解消

6-3. 障害者減免制度の経過措置

○平成31年度から平成35年度の5年間で、所得階層の細分化の影響による保険料の急激な増減を緩和する経過措置を設けます。



7. これまでの取り組み経過と今後の予定

		平成29年				平成30年				現在	
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国の動き				▼ 公費拡充の考え方提示			▼ 仮係数提示			▼ 確定係数提示	
大阪府の動き	保険料					▼ 第2回試算	→ 仮係数による試算			→ ▼ 納付金・標準保険料率確定	
	運営方針 ※3月に「骨子」公表				▼ 「たたき台」公表	▼ 4市からの申し入れに対し回答		▼ 「素案」公表	▼ 「運営方針」策定		
	国保運営協議会			▼ 第2回府運協【運営方針たたき台意見交換】			▼ 第3回府運協【運営方針諮問】		▼ 第4回府運協【運営方針答申】	▼ 第5回府運協【納付金・標準保険料率報告】	
	条例・予算								▼ 関係条例等議決		▼ 予算議決
箕面市の動き	保険料								▼ 保険料率算定		
	運営方針	北摂各市と協議				▼ 市議会から府知事へ意見書	▼ 4市から府へ申し入れ		▼ 法に基づく意見聴取へ回答		
	国保運営協議会			▼ 府議会経由の府への予算要望			▼ 第2回市運協		▼ 第3回市運協		
	条例・予算								▼ 条例改正・予算議決		

広域化施行